

身体障がい者などに対する**軽自動車税（種別割）**を**減免**します

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人で、減免を受けられる等級にあり、一定の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税（種別割）が減免されます。

※減免は1人につき1台限り。普通自動車で減免を受けている人は対象外

■減免の対象となる軽自動車など

①身体などに障がいのある人が所有し、本人が運転する軽自動車など

②身体などに障がいのある人が所有し、生計が同じ人が障がいのある人のために通学・通院などに運転する軽自動車など

※18歳未満で障がいのある人または精神に障がいのある人と生計が同じ人が所有する軽自動車などを含む

③身体などに障がいのある人が所有し、その人を常時介護する人が運転する軽自動車など（障

がいのある人のみで構成される世帯に限る）

■申請期限 5月24日(金)

■申請場所 市税務課（市役所2階）、各総合事務所（前年と申請内容が同じ場合のみ）

■用意する物 納税通知書（5月初旬に発送予定）、障害者手帳、車検証の写し（電子化車検証の場合、自動車検査証記録事項の写し）、運転免許証 など

※郵送での申請も可能です。詳しくは、市ホームページ（右記QRコード）をご覧ください



■問い合わせ 市税務課市民税係（☎68-9072）



住民税均等割のみ課税世帯・低所得の子育て世帯の方などへ 宮古市低所得者支援給付金 申請期限は5月31日(金)まで

広報みやこ2月15日号でお知らせした「宮古市低所得者支援給付金」の申請期限は5月31日(金)です。手続きがまだの方は、忘れずに手続きをお願いします。

■支給額

①住民税均等割のみ課税世帯＝1世帯あたり10万円（1回限り）

②低所得者の子育て世帯への加算＝18歳以下の児童 1人あたり5万円

■支給対象

令和5年12月1日において、宮古市に住民登録があり、以下のいずれかに当てはまる世帯

①住民税均等割のみ課税世帯＝世帯全員の令和5年度の住民税所得割が非課税である世帯

※ただし、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）、物価高騰対応重点支援給付金（7万円）の支給世帯は支給されません

②低所得者の子育て世帯＝令和5年度の住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯で、同一世帯となっている18歳以下の児童のいる世帯（18

歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）

※①②とも住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯を除く

■申請方法

支給対象となる世帯には「確認書」を郵送しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送するか、確認書に記載のQRコードでオンライン申請してください。

※対象者や申請方法、申請書類などの詳細は、市ホームページ（右記QRコード）をご覧ください



■問い合わせ 市福祉課生活福祉係（市役所1階、☎68-9083）



登録・予防注射を忘れずに

犬の飼い主は、飼っている犬の登録が必要で、また、生後90日以上の子犬には、狂犬病予防法により年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。必ず受けさせましょう。

■問い合わせ 市生活課生活安全係
(市役所1階、☎69109)



変更の届け出を忘れずに

次の変更があった場合は、30日以内に市生活課に届け出が必要です。

- 1 犬を飼うとき 登録料3千円を持参
 - 2 犬が死亡したとき 鑑札、注射済票を持参(電話でも可)
 - 3 鑑札を紛失したとき 再交付手数料1600円を持参
 - 4 所有者が変わったとき 新しい所有者が届け出をすること
 - 5 犬の所在地が変わったとき ※市外へ異動したときは、新しい所在地の市町村役場へ、鑑札と注射済票を持参すること。
- 市内への転入や転居の場合でも届出が必要です

責任を持って飼いましょ

- ◎人に迷惑をかけることがないように、責任を持って飼いましょ。
- ◎散歩をするときは、必ずリードを装着しましょ。犬のふん尿の後始末をしましょ。
- ◎犬を飼う施設の周りは、常に清潔にして、悪臭などが発生しないようにしましょ。
- ◎獣医師と相談して、去勢手術や不妊手術を受けましょ。

宮古保健所に連絡を!

- ◎犬にかまれたとき
- ◎飼い犬が行方不明になったとき
- ◎宮古保健所(五月町1の20、☎2218)

マイクロチップの装着を

ペットの管理には、マイクロチップの装着が有効です。迷子、災害、盗難、事故に遭った時の確実な身元証明になります。マイクロチップの装着は動物病院にご相談ください。本市では犬のマイクロチップ装着費用助成制度があります。

また、令和4年6月1日から、ペットショップやブリーダーなどから購入した犬猫は、販売時にマイクロチップ装着が義務化され、環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」に登録されます。すでに登録された犬猫を購入または譲渡され、新しく飼い主になった場合は、現在の飼い主の情報へ変更する必要があります。

そのほか、登録のある犬猫の所有者が、市内で転居、市外へ転出する場合は、所有者自身が登録サイトで変更を行うようお願いいたします。

※8ページに続く

5月10日(金)~28日(火) 集合注射

登録済みの犬の飼い主に、市から、予防注射のお知らせのながきを送ります。予防注射を受けるときは、必ず持参してください。

飼い犬を初めて登録する場合は、8ページの「犬の登録申請書」を切り取り(コピー可)、必要事項を記入して持参してください。

日程と場所

犬の登録と集合注射の日程・場所は8・9ページの表の通りです。雨天でも実施します。

集合注射が難しい場合

都合の悪い場合や、犬が嫌がるなど、集合注射が難しい場合は、次の動物病院で注射を受けさせていただきます。

- アトム動物病院(津軽石13の389の4、☎73993)

■受付時間 ▽月~金曜日 午前9時30分~正午、午後4時~7時
▽土曜日 午前9時30分~午後1時

■定休日 日曜・祝日

○ナナ動物病院(宮町四丁目3の18、☎40856)

■受付時間 ▽月・火・木~土曜日 午前9時~11時30分、午後3時~5時30分

■定休日 水曜・日曜・祝日

予防注射料金

料金は次の通りです。必ずお釣りのないよう用意してください。

- 登録済みの犬 3200円(注射料2650円、注射済票交付手数料550円)
- 未登録の犬 6200円(登録料3千円、注射料2650円、注射済票交付手数料550円)